明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

美保（米子）	米子空港ビル株式会社
隠岐	島根県
出雲	出雲空港ターミナルビル株式会社
石見	石見空港ターミナルビル株式会社
岡山	岡山空港ターミナル株式会社
広島	広島空港ビルディング株式会社
山口宇部	山口宇部空港ビル株式会社
岩国	岩国空港ビル株式会社
高松	高松空港ビル株式会社
徳島	徳島空港ビル株式会社
松山	松山空港ビル株式会社
高知	高知空港ビル株式会社
北九州	北九州エアターミナル株式会社
福岡	福岡空港ビルディング株式会社
佐賀	佐賀ターミナルビル株式会社
長崎	長崎空港ビルディング株式会社
熊本	熊本空港ビルディング株式会社
大分	大分航空ターミナル株式会社
宮崎	宮崎空港ビル株式会社
鹿児島	鹿児島空港ビルディング株式会社
那覇	那覇空港ビルディング株式会社
屋久島	屋久島空港ターミナルビル株式会社
久米島	久米島空港ターミナルビル株式会社
新石垣	石垣空港ターミナル株式会社
宮古	宮古空港ターミナル株式会社

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　平成二十七年観光庁告示第二号は、廃止する。

○環境省告示第四十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、釧路湿原国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十八年四月一日

環境大臣　大塚　珠代

一　次の生態系維持回復計画を追加する。

名称	区域
釧路湿原生態系維持回復計画	釧路湿原国立公園全域

二　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第四十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、釧路湿原国立公園に関する釧路湿原生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十八年四月一日

環境大臣　大塚　珠代

釧路湿原国立公園に関する釧路湿原生態系維持回復事業計画

一　生態系維持回復事業の目標

本事業は、エゾシカによる影響を低減することを通じて、釧路湿原国立公園における生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。

二　生態系維持回復事業を行う区域

釧路湿原国立公園全域

三　生態系維持回復事業の内容

(一)　生態系の状況の把握及び監視

(二)　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

(三)　動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

(四)　生態系の維持又は回復に資する普及啓発

(五)　前各号に掲げる事業に必要な調査等

四　生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(一)　生態系維持回復事業計画の評価及び見直し

(二)　生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携

(三)　生態系維持回復事業の実施体制

○環境省告示第四十四号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十一条第一項の規定に基づき、環境省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成二十八年一月六日環境省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

環境大臣　大塚　珠代

第五中「大臣官房政策評価広報課」を「大臣官房総務課」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　九八〇円（本体九一〇円）　（配送料別）